

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	近代日本における余暇・娯楽と社会政策：権田保之助の所説を中心に
Author	大城 亜水
Citation	経済学雑誌, 113 卷 2 号, p.25-46.
Issue Date	2012-09
ISSN	0451-6281
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

近代日本における余暇・娯楽と社会政策

——権田保之助の所説を中心に——

大 城 亜 水

目 次

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. はじめに | 4. 娯楽政策論の実態 |
| 2. 権田保之助の娯楽原理論 | 5. おわりに |
| 3. 権田保之助の娯楽政策論 | |

1. はじめに

昨今の労働環境に目を向ければ、毎日のようにノルマや残業に押しつぶされながらも何とか持ちこたえている人、そのノルマや残業に無理がたたって肉体的にも精神的にも疲れ果ててしまう人がある。一方、派遣や請負のような労働形態で、比較的時間に融通が利くはずなのにまるで正社員かのように扱われる人、正社員ではないということから正社員との処遇間格差が大きく、働いても働いても常に生活が不安定な人が存在する。その証拠に、仕事上の精神疾患から労災認定を受ける労働者数は過去5年を振り返ってみると、2006年度は205人であったのに対し、2007年度は268人、2008年度は269人、そして、2009年度は234人と減少するものの、2010年度では再び308人にのぼるなど過去最悪な結果を更新し続けている¹⁾。加えて、このような労働の入り口にさえ立つことができない人が数多く存在していることも忘れてはならない。

では、なぜこのような劣悪な労働環境になってしまったのか、どうしてこのような状況で生きなければならないのか。本来ならば働くということは、生活維持のためだけではなく社会との関わりを持ち、人間関係を築いていく中で自己を確立していくことである。そして、

[キー・ワーズ]

社会政策、権田保之助、労働時間、生活時間、余暇・娯楽

* 本稿作成に際して、指導教員である玉井金五先生、レフェリーをはじめとする多くの方々から貴重なご助言を賜りました。記して深く感謝申し上げます。

1) 厚生労働省「平成22年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ」p.14, 表2-1 精神障害等の労災補償状況より引用。

働くことによる精神・肉体的疲労を癒し、また、新たな英気を生み出すインセンティブとなるために生活を工夫することになる。しかし、現状ではアイデンティティーを確立するどころか、自分の自由時間やゆとりを犠牲にしてまで働かなければ、生活を維持していくことさえままならないのである。武田の労働観によれば、労働とは「自己実現の場」だという。そのためには、社会のあり方を問うばかりでなく、労働者自身が働き方を変えるという意識も重要であると指摘している²⁾。

以下では、武田の主張も参考にしつつ、どうすれば上記の現状から脱出出来るのかを考えてみたい。この問題への解決の糸口は、もう一度、生きるとは何か、働くとはどういったことなのかを再検討することにあるようである。つまり、どのように「労働時間」と「生活時間」の組み合わせを考えていくべきかということである。しかし、単純に現代における労働時間と生活時間の組み合わせを考えるだけでは、前述したような昨今の労働問題に対して根本的な解決を見出すことはできない。なぜなら、この組み合わせというものは、何も現代の労働環境によって初めて生じた新しい問題ではないからである。あえて言えば、戦前からすでに考えられてきたかなり根深い問題なのである。ゆえに、両者の組み合わせを検討するには断片的な言及ではなく連続性を持たせた検証が必要である。

これまでの先行研究をみると、労働時間と生活時間の組み合わせを考える際どうしても労働時間に重きを置いて問題解決の糸口を探ろうとする傾向があった。それは、先述したとおり、本来人間は労働の欲求を持っているし、労働時間に対して問題の元凶を突き詰めることは現代における喫緊の課題であるため致し方ないことなのであろう。しかし、本稿はあえて「生活時間」に焦点をあてることにする。ただし、単に生活時間に焦点をあてるのではなく、労働時間というものを視野に入れながら生活時間との組み合わせを考えていくことを強調しておきたい。

そこで、本稿では労働時間と生活時間の組み合わせについて連続性を持たせるために、あえて大正時代にまで遡って検証する。なぜ、大正時代を取り上げるのかというと、この時代は資本主義の確立により経済状況が著しく変化するに従って、民衆の労働と生活の状況も一変せざるを得なかったからである。そして、このような労働と生活の双方が手探りの状態にある中で、「生活のルール」というものが形成されていくのである。つまり、大正時代は生活のルール基盤のスタートラインであり、生活時間を考える際の原点と言っても過言ではない時代なのである。また、本稿は生活時間の中でも「余暇」あるいは「娯楽」に焦点をあてて論じることにする。なぜなら、当時の資本主義下による労働強化は民衆を肉体的にも精神的にも追い詰め、その状況を打破するには生活、特に、余暇あるいは娯楽をコントロールして高度化する必要があったからである。ゆえに、余暇や娯楽に焦点をあてることは、労働時間と生活時間の組み合わせ

2) 武田晴人『仕事と日本人』筑摩書房、2008年、pp.271-287。

を見る際の極めて重要なキーワードとなる。

加えて、大正時代の余暇・娯楽の検証を行うために、当時娯楽研究の第一人者であった権田保之助による研究成果を中心に論じることにする。権田は娯楽について、大正時代の民衆娯楽を「事実としての民衆娯楽」と「政策としての民衆娯楽」に分けると共に、人間らしく生きるためにはどうすればよいかという課題を提示した。具体的には、娯楽に関するごく当り前な考え方である人生のための生産あるいは生活のためのモノが未定着な中で生産中心思想の打開に向けて、「人生」を豊かにするための「生産」であり、「生活」あってこそそのモノ（生産）である点を再確認しながら、生きることの原点に立ち返る必要性を説いた³⁾。それはつまり、権田は生活のルールを考える際、労働論的な視点からだけではなく、すべての人間が生活を楽しむ、あるいは、幸福を追求するための自己実現の場として、娯楽という「遊び」の持つ意味の重要性を早くから強く意識していたということである。

以上を踏まえ、これより先は以下の構成に従って論じることにする。

2. 権田保之助の娯楽原理論

まず、本節は順序として、権田保之助の略歴を簡単に紹介した後、権田がなぜ民衆娯楽論を展開する必要があったのか、権田は何を訴えようとしていたのかを明らかにすることを目標に、権田の娯楽に対する思想を論究する。具体的には、第1項で権田の略歴を表にまとめ、第2項で、民衆娯楽を展開しなければならなかった当時の状況とはどういったものであったのか、その時代背景について述べる。第3項は、第2項で明らかになった当時の状況から権田がどのような問題意識を持っていたのかに焦点を当てて検討する。第4項は、第3項の問題意識から権田が考えた娯楽とは一体どういったものだったのかについて迫り、娯楽の本質について論じる。そして最後に本節のまとめを行う。

i. 権田保之助の略歴

以下は、『権田保之助著作集』第四巻に収録されている権田の略歴である。これをみれば、権田がいかに大正時代からの娯楽研究のエキスパートであったかをうかがい知ることができる。

表 1-1 権田保之助の略歴 (1887-1951)

1887 (明治20) 年 5月	東京市神田区に生れる
1896 (明治29) 年 3月	東京市私立代用春育尋常小学校卒業

3) 坂内夏子「社会教育と民衆娯楽——権田保之助の問題提起——」『教育・生涯教育学』第53号、早稲田大学教育学部・学術研究、2005年、p. 15。

- 1899 (明治32) 年 3月 東京市私立代用春育高等小学校第三学年修了
4月 東京府私立早稲田中学校入学
- 1904 (明治37) 年 4月 東京府私立商工中学校に転校, 1905 (明治38) 年3月, 同校卒業
- 1908 (明治41) 年 3月 東京外国語学校独逸語学科卒業
- 1912 (明治45) 年 7月 東京帝国大学文学部哲学科選科 (美学選修) 修了
- 1913 (大正2) 年 9月 第二高等学校において高等学校卒業学力検定試験に合格
- 1914 (大正3) 年 7月 東京帝国大学文学部哲学科 (美学専攻) 卒業
11月 東京府私立独逸学協会学校教員に就職
- 1917 (大正6) 年 2月 帝国教育会より活動写真の調査を囑託される
- 1918 (大正7) 年 7月 帝国教育会より不良出版及び講談落語に関する調査委員を囑託される
11月 東京府私立独逸学協会学校教員を辞任
内務省保健衛生調査会より保健衛生に関する実地調査事務取扱を囑託される (1924 (大正13) 年8月まで)
東京帝国大学法科大学副手を囑託される
- 1919 (大正8) 年 3月 帝国教育会より同会と米商商業経済局と交換すべき活動写真フィルムの選定及び撮影に関する委員を囑託される
9月 東京帝国大学経済学部講師を囑託される
10月 東京帝国大学副手伴に同学経済学部講師を解任され, 同学助手に任じ, 経済学部勤務を命ぜられる
- 1920 (大正9) 年 1月 帝国教育会より通俗教育部委員を囑託される
4月 私立女子英学塾において美術工芸論の講義を受嘱
9月 文部省より社会教育調査委員会を囑託される (1923 (大正12) 年5月まで)
10月 大原社会問題研究所員を囑託される
- 1921 (大正10) 年 2月 文部省より活動写真説明者講習会講師を囑託される
5月 東京帝国大学助手を依頼免, 大原社会問題研究所研究員に就任
- 1922 (大正11) 年12月 文部省より消費経済講習会講師を囑託される
- 1924 (大正13) 年 9月 1925 (大正14) 年10月までの一年間, 大原社会問題研究所の在外研究員として渡米留学する
- 1927 (昭和2) 年 4月 文部省より教育映画調査を囑託される (1943 (昭和18) 年4月まで)
- 1931 (昭和6) 年 1月 文部省より民衆娯楽調査を囑託される (1943 (昭和18) 年4月まで)
- 1939 (昭和14) 年 4月 日本大学芸術科講師に任じ「映画政策論」を講義
5月 日本厚生協会より専門委員を委嘱される
11月 内閣より労務管理調査委員会委員に任命される
12月 内閣より演劇・映画・音楽等改善委員会委員に任命される
- 1941 (昭和16) 年 6月 社団法人日本映画社より調査部を囑託される
文部省より国民学校教科用映画検定委員を囑託される

1942 (昭和17) 年 1月	内閣より文部省専門委員に任命される (1944 (昭和19) 年1月まで)
2月	商工省より入場料専門委員会専門委員に任命される
3月	内閣より厚生省専門委員に任命される
6月	社団法人日本蓄音機レコード文化協会より邦楽演芸専門委員会委員を委嘱される
1944 (昭和19) 年10月	内閣より文部省専門委員に任命される
1946 (昭和21) 年 4月	日本放送協会常務理事に就任
9月	文部省より社会教育委員を委嘱される
11月	文部省より通信教育調査委員会委員を委嘱される
1947 (昭和22) 年 7月	東京都より生活科学研究会委員を嘱託される
1951 (昭和26) 年 1月	死去, 満 65 歳

(出所)『権田保之助著作集』第四巻, pp. 468-470の略歴より作成。

ii. 時代背景

権田は民衆娯楽の発達のキーワードが、「無産者階級の勢力」⁴⁾と「活動写真興行の革新的勢力」にあると説く。無産者階級が勢力をつける以前の日本の娯楽は、玄人式修練を必要条件とする「ディレクタント」向きの娯楽であった。しかし、その後の日露戦争を契機に資本主義が誕生し、第一次世界大戦で一応の確立をみせると、その社会は有産者階級と無産者階級とに二分化した。そして、次第に無産者階級の数が増大し、ついには無産者階級が資本主義の発展を促す中核を担うようになった。また同時にそれは、無産者階級が民衆の性質を決定する存在であることを意味していた。

では、当時の無産者階級の性質はどういったものであったのか。簡潔に言えば、「金がなく、暇がない」というものである。金がない、つまり、廉価を標尺とする彼らは、明日のために生き、明日を予想して生きざるを得ないがために、刹那的とならざるを得なかった。その上、貧しさゆえに彼らの暇（閑暇）は全て労働に置き換えざるを得なかったのである。このような状況から、無産者階級の趣味は、自ら手を下して調えることにより味わうことができた趣味から、出来上がった物で生活を装う趣味に変化する。分かりやすく言えば、鳥かごを自ら編んで鳥を飼うことよりも、出来上がった鳥かごを買い求めて鳥を飼うことが無産者階級にとって適わしくなるということである。また、彼らの働き方については、機械生産の発達から分業的かつ単的で、求められる能力とは「とにかくその仕事をなるべく早くのみこむこと」である。ここでもやはり、機械化による分業的な作業は同じ作業を繰り返すのみで、完成品の全工程に関

4) 権田は著作集第一巻の中で、初めに「プロレタリア」と言う言葉で説明し、次に「労働者階級」、後に「無産者階級」という言葉を用いるが、本稿では最後の「無産者階級」に統一する。

わることができないために「自ら手を下して完成を楽しむ」ということが難しい。ゆえに、無産者階級は上述した出来合物を求めるようになる。また、無産者階級の労働と生活の双方が単調なために、どうにかして「単調を打ち破りたい」という欲求が生まれたことが上記から判断できる。

そして、以上のような直観的、直覚的に味わえる娯楽として登場したのが、三大民衆娯楽と言われる「寄席」「劇場」「活動写真」である。特に、当時の娯楽として活動写真の勢力は凄まじいものがあり、権田はこの「活動写真」に注目し、民衆娯楽における位置づけを明らかにしようとした。

iii. 問題意識

では、上記の時代背景から権田は民衆娯楽に対してどのような問題意識を持ったのであろうか。前述したように、日露戦争を機に資本主義が台頭し社会経済の状態が一変すると、並行して民衆の内容も一変した。そして、その内容に則した新しい形の民衆娯楽が誕生する。つまり、新しい民衆生活という事実⁵⁾に則して民衆娯楽が誕生したのである。

権田は言う。「社会経済状態の変化は、民衆の内容を全く一変せしめ、民衆生活の基調を変化せしめた。此の新しい民衆の社会生活事実が其処に我が民衆娯楽の問題を提起したのである。思想が生み出した問題でも無ければ、原書の翻訳が作り上げた問題でも無い生きた社会事実の産物である。其処に我が民衆娯楽の問題の真面目さがあり、強みがあるのである」⁵⁾と。このように権田は、民衆娯楽は「事実としての民衆娯楽」というキーワードを活かすべきだと考えたのである。

そこで、これより先は、この「事実としての民衆娯楽」にキーワードを置いた権田の民衆娯楽についてその輪郭、誕生、気運という形で整理し、改めて民衆娯楽に対する問題提起に論及したい。

① 民衆娯楽の輪郭

ここで再度、日露戦争前後の民衆生活について整理し直すと、日露戦争前の民衆生活は比較的、金銭的にも時間的にも余裕があり、民衆娯楽の対象は手工業者や商工人にあった。そのため、娯楽の特徴として、一種の予備知識を備えることを娯楽の第一条件とする玄人式習練を備えた娯楽が主流であった。ところが、日露戦争以後の民衆生活は金銭的にも時間的にも余裕がなくなってしまった。さらに、民衆の労働は機械生産の担い手であり、無趣味で単純化し、働くことと眠ることが両分化するなど生活はより一層圧迫したものとなった。ゆえに、民衆娯楽の対象者は無産者階級が大半を占め、娯楽内容については直接、端的かつ短時間内に味わえる写実的な内容が求められるようになった。

5) 『権田保之助著作集』第一巻, pp. 292-293.

② 新しい民衆娯楽の誕生

権田は、この新しい民衆娯楽を「近代民衆娯楽」と称した。前述したように、近代民衆娯楽の特徴は「金がなく暇に乏しい」上に、「仕事の性質が単調」である。そのため、民衆は時に飛躍的にこの単調を破ろうとする欲求が生じる。つまり、飢えた時にご飯を食べる、渴いた時には水を飲むというように、強烈な労働には強烈な刺激を与える慰安によって、自分自身をリクリエートしたいという痛切な欲求を抱くのである。ゆえに、権田は娯楽を上記のような民衆の実生活そのものの重要な一部として捉えるのである。そして、娯楽は刹那的、かつ写實的、印象的であり、出来合物で生活を装うために、娯楽の企業化に導く。これが近代民衆娯楽の誕生である。近代民衆娯楽は、新しい民衆の性質と新しい民衆生活の基底の上に、企業主義的経営による娯楽の大量生産によって誕生するのである。

③ 近代民衆娯楽の気運

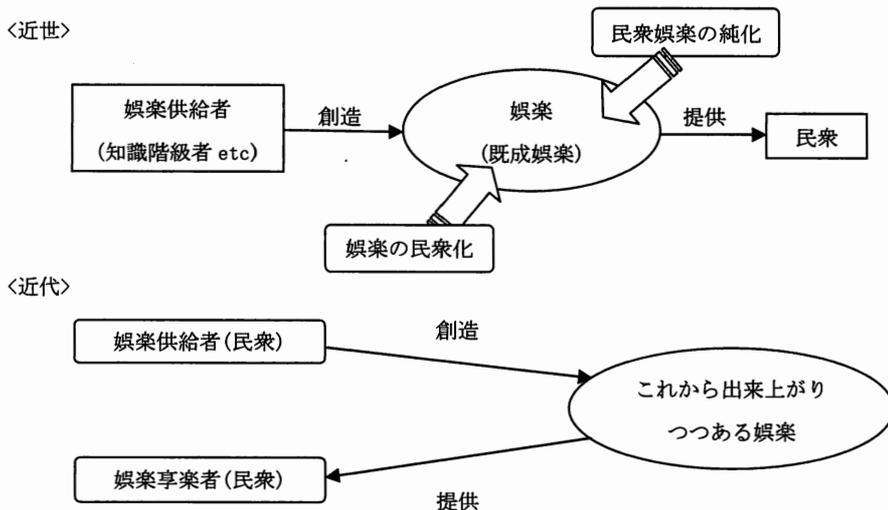
民衆娯楽は従来、娯楽の職業的供給者が自分自身の創意で作り出した娯楽を民衆の前に提供することで、民衆はその娯楽を行い、楽しむものであった。そして、その提供方法は「民衆娯楽の純化」や「娯楽の民衆化」という代表的な議論の下で行われていた。「民衆娯楽の純化」とは、すでに出来上がっている娯楽を知識階級者の理想でもって純化しようという議論として解釈された。また、「娯楽の民衆化」とは「民衆娯楽の純化」同様、すでに出来上がっている娯楽をどのようにすれば民衆の間に浸透させることが出来るのかという解釈の下で行われた議論であった。

しかし、両者の解釈に権田は疑問を抱く。なぜなら、「民衆娯楽の純化」は、まるで民衆自身が生み出した娯楽は不純なものであるため、知識階級者が是正して良い娯楽にするというような解釈である。また、「娯楽の民衆化」についても、すでに出来上がった娯楽を経済的な側面から民衆の負担能力に応じて考え、知識的な側面からは誰にでも分かりやすく了解性を得るようにするという解釈である。ゆえに、これは「民衆のための娯楽」であっても「民衆娯楽」ではないと権田は言うのである⁶⁾。以上から、権田は民衆娯楽問題について、すでに出来上がっている娯楽をどのように扱うかではなく、これから出来上がろうとする娯楽に焦点を当て考えるべきだと主張する。

具体的には、これまで言及してきたように、民衆が求める娯楽は近世と近代で全く異なる。すなわち、近世の民衆娯楽は玄人式習練を必要条件としていたが、近代は暇なき貧しさから直観的、直覚的に味わえるような娯楽が求められた。これらを整理すると以下のような構図になる。

6) 『権田保之助著作集』第一巻, pp. 324-326。

図 1-1 民衆娯楽の捉え方



(出所) 筆者作成。

以上から新しい民衆娯楽創造の気運は、民衆の実生活の間で動きつつあり、建設途中にあることが分かる。つまり、これから出来上がろうとしつつある娯楽であり、すでに出来上がっている娯楽を修正したり、改変したりするようなものではなかったのである。

iv. 娯楽の本質

第4項では、第1・2・3項を踏まえて改めて娯楽の本質とは何かについて論じるが、実は、権田はこの娯楽の本質を考える際、権田自身の問題意識と矛盾した説明をする箇所がある。それは、娯楽の三定説の一つである再創造説を批判するところにある。再創造説とは、娯楽の効用に関する学説であり、娯楽政策論者に最も愛用された説である。この説によれば、娯楽とは労働によって失われたエネルギーと新たに発生する疲労を回復しようとするものであって、「今日の労働によって失われた心身の均衡を回復して、明日の活動の為に自己を再創造する効用が、娯楽の有する所である」⁷⁾という考え方である。

権田の批判点としては、この考え方は生産中心の思想であり、資本主義思想を擁護するような社会政策に仕立て上げられ、悪用される危険性がある点を挙げている。実際に権田は以下のように言う。「娯楽なるものが人間生活に於て或る特殊の形式を具えて客観的に存在すとなす考え方は誤まれるものであって、それは寧ろ主観の態度によって成立し得るものである。又、娯楽は生活の余力より発生するものである、娯楽発生条件は生活余剰である、となす見解は

7) 『権田保之助著作集』第二巻, p. 190。

寧ろ事柄の逆であって、人間は生活余剰と関係なく娯楽を追求するものであり、人間の心に本能的に娯楽欲求の生じた時が、人間の心に均衡を欣求する念の湧き出したことを證する標識である。かかるが故に、娯楽を目して再創造の具であると為す考え方は倒れねばならぬ。而して娯楽は生産の爲めの再創造には非ずして、寧ろ生活創造の根底であるということを知り得たのである」⁸⁾と。

しかし、他方で権田は問題意識を開陳する際、民衆は強烈なる労働に対しては強烈なる刺激を与える慰安を以て、自分自身をリクリエートしなければならない痛切な欲求を持っていると述べている。これは、まさに娯楽の再創造説にあたると思えられないだろうか。では、なぜ権田はこのような矛盾した説明を行ってしまったのであろうか。おそらく、前述したように資本主義を容認することにつながりかねないと考えたからかもしれない。資本主義を容認してしまえば、いつまでたっても無産者階級は、「金がなく、暇に乏しい」という生活状態を脱却することはできない。そのため、民衆娯楽とは無産者階級の実生活の重要な一部となることが前提で、労働の再生産などと他目的に扱われることで生活改善が見込めないことに耐えがたかったからではないかと推測できる。

また、このような権田の見解の矛盾に対し、松原も同じような指摘を行っている。松原によれば、権田の娯楽観は民衆娯楽を擁護する時には娯楽自目的説が有効に働くが、民衆娯楽を擁護する以上に娯楽が持っている積極的な意味を強調する時、娯楽自目的説なのか、再創造説なのか曖昧になると言う⁹⁾。ちなみに、娯楽自目的説とは、人間活動そのものに目的がある場合、つまり「自目的」の場合（例えば、芝居見物のために芝居を見る）、人間活動はその活動それ自身のために必要であるため、人間活動そのものに意味があると考えられている説である。これを権田は、「享樂生活的態度」や「生命美化の欲求」という言葉で表現している。そして、権田はこの「享樂生活的態度」や「生命美化の欲求」こそが、人間生活における重要な要素であると指摘し、権田の娯楽論を支える根幹を形成していた。

v. まとめ

本節は権田の娯楽観について、時代背景、問題意識、娯楽の本質といった点で検討してきた。その結果、一方では娯楽自目的説を堅持しつつも、娯楽は娯楽の再創造説（娯楽でもって、労働のエネルギーを再生産する）を前提に、無産者階級の性質に沿った形で作り出されなければならず、この点が娯楽の本質であるといわんばかりの面をも有していたことが分かった。

8) 『権田保之助著作集』第二巻, pp. 211-212。

9) 石川弘義, 津金澤聡廣, 田村紀雄, 松原洋三「権田保之助の全体像とその現代的意義」『日本人と娯楽研究会』創刊号, 遊戯社, 1982年, p. 32, における松原の発言。

3. 権田保之助の娯楽政策論

本節は前節の権田の問題意識からすると、どのような手段で娯楽を展開していくべきかという、権田によるその対策案について論じていくことにする。結論から先に言えば、無産者階級に提供される娯楽が企業化することについて、企業化を容認せざるを得ない状況でありながらも容認したくないという権田の心の葛藤が垣間見られる。それは、結果として娯楽の企業化を容認しつつも、それが行き過ぎた場合には何らかの制限をかけなければならないという商業主義的な「規制」と、娯楽の企業化自体が好ましくないものであるから、企業化が及ばないような娯楽を創る非商業主義的な「公営論」という形で現れる。

本節の構成は以下の通りである。具体的には、第1項で、近代都市娯楽の特質に触れながら、娯楽における対策の全体像を明らかにする。第2項以降は、具体的検証として映画興行を中心に、都市娯楽としての映画興行が、どのように発展し勢力を伸ばしていったのかを論じ、その映画興行の対策について検討する。第3項では、当時、映画興行と関連して、社会運動の一つである教育映画運動が出現したため、その教育映画運動を中心に、その対策案について論じる。第4項では、映画興行に関する問題は、青少年の問題と切り離せられない問題である。よって、児童に関する映画興行の対策について考える。また、第5項でその他の児童映画対策として、「学校巡回映画連盟」と「公営児童映画館建設の提唱」を紹介し、最後に本節のまとめを行う。

i. 近代都市娯楽の特質とその対策

まず、近代都市に住む人たちの生活について論じよう。権田によれば、都市は商工業関係者と俸給生活者¹⁰⁾が住む場所であり、その居住者の大部分は、工業労働者、商業使用人や小額俸給生活者であるとしている。そして、この住人を権田は近代都市生活者と称する。では、近代都市生活者の生活とはどのようなものであったのか。簡単に言えば、経済的に貧しく、場所的に非定住的で、時間的にも制限が強かったということである。つまり、窮乏ゆえに場所を転々とせざるを得なかったし、労働時間も企業家の利益によって決められるため、強制労働せざるを得なかった。また、強制労働の多くが長時間労働であり、休養を自由に確保することも出来ず、分業・協業や機械化に伴う業務は単一化になるばかりで、仕事のやりがい感はますます削ぎ落とされていった。

では、こうした生活状況を踏まえると娯楽はどのような形で求められるのか。そこで、近代都市娯楽の特質について論じることにする。まず、近代都市生活者の生活が著しく窮乏しているという経済的な視点から、安い娯楽が求められたということが分かる。但し、安いというだけでは近代都市生活者は満足しない。安くても出来るだけ娯楽としての価値のあるものを、近

10) 現代で言うと、サラリーマンのように働く者を指す。

代都市生活者に提供しなければならないのである。続いて、住むところが不安定だという場所的な問題と、休養が不十分な形で提供され、かつ著しく短いものであるという時間的な状況は、娯楽を楽しむ人と娯楽を提供する人の分化をもたらし¹¹⁾。つまり、旧手工業時代のように自ら踊って踊りを楽しむという娯楽から、踊りを踊る人と見て楽しむ人に明確に区別された娯楽へと変容したのである。また、「娯楽供給者」は、近代都市生活者の休養が先述した状況にあるため、いつでも手軽に、すぐに提供できるよう「常設的」かつ「常時的」という形をとらなければならなかった。さらに、娯楽内容についても誰にでも分かりやすく受け入れやすい一般的な娯楽でなければならなかったのである。

このように求められる近代都市娯楽は、二つの特質にまとめることができる。一つは、近代都市娯楽は興行物的娯楽が中核を担うということである。権田は現に、映画興行、芝居、寄席が近代都市娯楽の代表であることを根拠に、興行物的娯楽が近代都市娯楽の内容的特質であると説明している。もう一つは、近代都市娯楽の供給組織が企業化するという形式的な特質である。

では、上記のような近代都市娯楽の特質から導き出される対策とはどういったものであったのか。ここから先は、近代都市娯楽の対策について述べることにする。権田は、近代都市娯楽の特質が興行物的なものであるため、その対策も興行物的娯楽を中心に据えて考えなければならないとしている。そのために、娯楽供給者は近代都市生活者が満足のいく興行物的娯楽を、利潤を最優先するのではなく、最も適切な方法で娯楽を提供する努力を行う義務があるとしている。ゆえに、近代都市娯楽の対策は、利潤最優先の娯楽設備に対して適当な制約と啓発を行い、よき興行的娯楽が近代都市生活者の元へ提供されるように考えなければならないということになる。

具体的には、以下の3つの手段を打ち出した。

① 不当な逸出に対する合理的制限

娯楽供給者による娯楽提供が、近代都市生活者の生活を無視するような利潤追求を行った場合には、規制をかけて健全な娯楽提供に修正する対策である。

② 社会公益的施設に対する援助及び補助

娯楽供給者が一時的ないし一部分でも私利利潤のためではなく、社会公益的な施設を経営した場合、その経営に援助あるいは補助を行うというものである。例えば、興行物を一日あるいは数日間、労働者慰安のための演劇や、青少年に良い児童映画の上映などを行った場合に適用される。

③ 営利心の純化：営利の娯楽業関係者の教育、営利娯楽業関係者の社会事業の指導

娯楽供給者自身を教育することで利益主義のみにとらわれることなく、提供された娯楽が社会貢献を果たすことを目標に推進された対策である。

11) 権田は、娯楽を楽しむ人を「娯楽享楽者」と言い、娯楽を提供する人を「娯楽供給者」としているため、本稿もこの言葉を採用する。

また、他方で娯楽の企業化に対して抵抗を感じていた権田は、「近代都市娯楽に対する社会施設」として以下のような主張をしている。つまり、繰り返しになるが、近代都市生活者にとって娯楽の中心にあたるのは興行物的娯楽である。ゆえに、「興行物的娯楽の公営」という方式も重視すべきであり、それが「近代都市娯楽に対する社会施設」の中核を担わなければならないのである。そして、この「興行物的娯楽の公営」こそが、私利利潤に捉われずに健全な娯楽を近代都市生活者に提供することができ、私利利潤最優先の娯楽供給者の営利心の純化を助長させるきっかけになると権田は考えるのである¹²⁾。

以上からすると、権田は娯楽対策に関して、娯楽の企業化を容認しつつも行き過ぎた場合には規制をかけなければならない商業主義的な立場と、娯楽の企業化の存在を認めず、娯楽の公営化でもって娯楽の企業化が及ばないようにする非商業的な立場の2つを持ち合わせていたことが分かる。

ii. 映画興行の発達とその対策

まず、映画興行の発達についてであるが、権田は以下の2点を指摘する。1つは、映画興行の娯楽内容が、近代都市生活者が要求する娯楽に最も適している点である。2つ目は、映画興行は、娯楽の大量生産に適合している点である。

では、映画興行に対する対策とはどのような形で求められるのか。権田は、映画興行にも先述したような「娯楽の企業化」に内在する危険性を懸念している。つまり、近代都市生活者が抱く強烈な娯乐的欲望を満たす設備が利潤追求の場においてのみ達成される危険性についてである。近代都市娯楽が営利主義のみに左右され、創り出されることは望ましいことではない。ゆえに、権田は映画興行対策を2つの側面から考えなければならないという。一方は、「近代都市的民衆娯楽の第一位的設備」という側面であり、他方は、「青少年者に対する該興行の影響」という側面である。

1点目について、具体的に打ち出された対策が以下の3つである。

- ① 営利的映画興行に対する制訓と啓発
- ② 広義における教育映画製作の奨励、更に進んではその国営
- ③ 映画映写施設（一般興行物的民衆娯楽施設）の公営

続いて、2点目の側面である「青少年者に対する該興行の影響」についてであるが、当時、映画が青少年者の心理に与える影響は多大なものであった。青少年者と映画の問題の中心となるのは、成人向けの映画をそのまま青少年者が見ってしまうという問題であり、青少年者と映画における対策を考えることは喫緊の問題であった。

そこで、青少年者に対する映画興行の対策として以下の2つが考えられた。

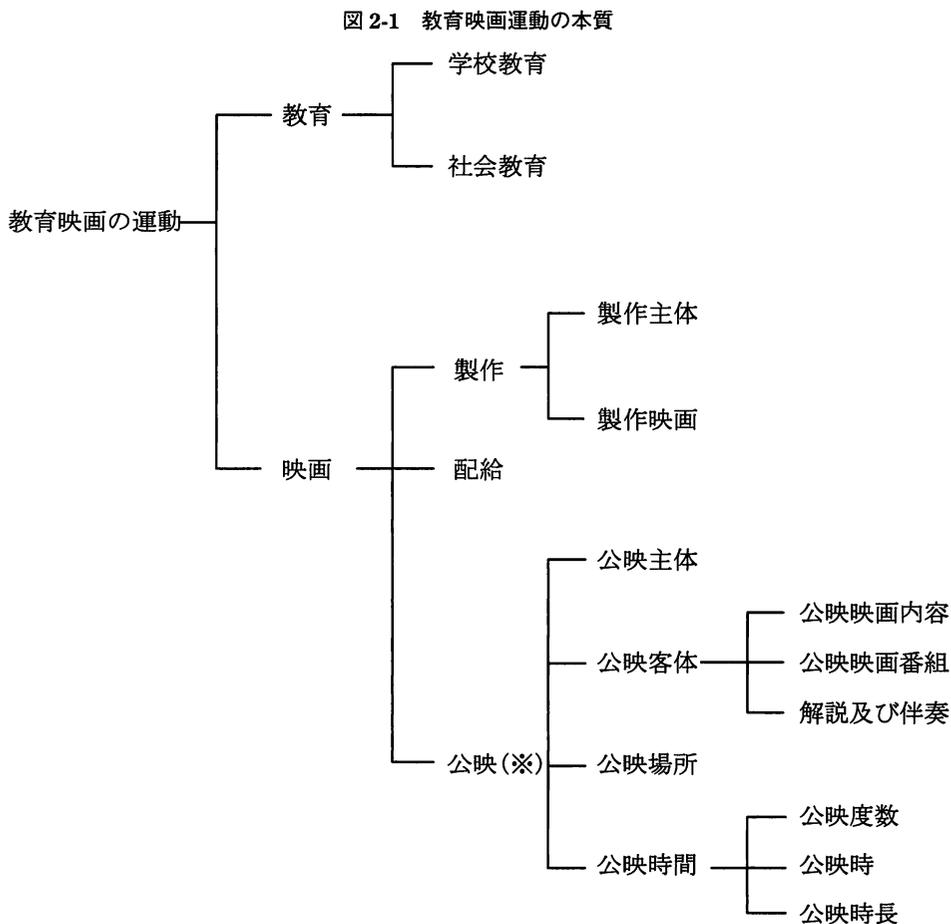
12) 『権田保之助著作集』第二巻, pp. 329-331。

- ① 成人向けに製作された映画興行から青少年者を隔離
- ② 青少年者のための映画公営施設の経営

iii. 教育映画運動とその対策

これまで見てきたとおり、映画は教育という分野にとっても留意しなければならない興行の一つである。そこで、本項は教育映画運動の本質について概観しておく。

まず、教育映画運動とは、児童の映画興行に対する悪影響を制御する一方で、映画の要素が教育の要素に浸透しやすいような環境づくりを整える運動である。つまり、教育映画の目的は全てにおいて「教育」という面で達成されると同時に、その教育映画の経営方法は教育関係者が児童に合わせて適当な手段を選ぶというものである。以下は、その関係性をフローチャートにしたものである。



(出所)『権田保之助著作集』第二巻, p. 366, フローチャートより作成。

(※) 公映という言葉は映画を観賞する児童や社会一般人の前で上映される映画として使用している。

権田によれば、従来の教育映画はただ単に教育的な要素のみで製作された映画を意味していたという。しかし、本来の教育映画とは上記のフローチャートのような要素を結合させて初めて教育映画になると権田は考えるのである。そして、本来の教育映画を実現させるためには、映画の要素が教育の要素に浸透しやすいような環境づくりを行わなければならないと指摘する。

具体的に映画の製作に注目すると、製作主体は、学校も公共の団体も娯楽供給者も娯楽享受者も関係なく、製作目的が教育でなければならない。そのためには、教育というものについての信念と理解があり、かつ、映画として表現する知識も十分に持たなければならないのである。また、映画が配給を経て公映部門の段階に進んでも上記と同じようなことが言える。つまり、公映の目的が「教育」であると同時に、適切な公映手段を考えていかなければならないのである。要約すると、教育映画は目的が製作主体においても、公映部門においても、教育であると同時に、その製作あるいは公映手段が適わしくなるように考えなければならない。ゆえに、教育映画は、映画という要素と教育という要素の結合が行われて初めて生み出されるのである。

以上のような教育映画運動の本質を踏まえると、その対策とはどのように考えられるのか。権田によれば、前述したように教育映画運動の重要な二つの側面を徹底することである。一方は、青少年者に対する映画興行の悪影響を考え、映画興行の検閲と取り締まりを確立させ、青少年者の映画観賞を制限することである。他方は、映画興行に教育的な価値を見出されるよう映画興行の国営化、あるいは映画公映の公営を行うことである。

iv. 児童に関する映画興行の対策

前述したように、映画興行の勢力は近代都市娯楽の中核を担うまでに拡大し、次第に児童の心理にかなりの影響を与えるまでに至った。では、児童と密接に関わり合う映画興行の何が問題なのか。それは、映画興行の全てが成人向けに作られているということである。つまり、映画の内容や上映時間、あるいは上映場所など、全て成人の生活や趣味に合わせて製作されているのである。権田はこのことを「興味中心の大人本位」と称している。そして、児童の生活や精神面はこの「興味中心の大人本位」の映画に対応しきれず、不良となる者や犯罪に手を染めてしまう者などが出て社会に悪影響を及ぼしてしまうのである。

そこで、「興味中心の大人本位」映画から児童を引き離すための一つ的手段として考えられたのが、「児童映画日」（以下、児童映画デーと呼ぶ）である。児童映画デーは、単に児童を引き離すのではなく、児童の生活や趣味に合わせた児童中心の映画を児童中心の設備で児童に見せるというものである。

しかし、児童映画デーの開催実現には、単に教育関係者が選定した映画を児童に流す日を設けることだけでなく、そこにはいくつかの制約がある。第一に、児童映画デーに上映される映画の選定とその番組編成には細心の注意を払わなければならない。実は、この条件を満たすことが一番難しいのである。なぜならば、従来の「興味中心の大人本位」の映画から児童の生活や趣

味・嗜好に合わせた映画を選び出し、さらに編集を加えて流すということは至難の業なのである。そのために、権田は教育者、教育関係の識者や児童の保護者からなる「児童映画日映画選定及番組編成委員会」というものを組織して、従来の「興味中心の大人本位」の映画に代表される営利主義にとらわれず、児童の生活、心理、教育という視点で厳選し、編成すべきであると主張する。

第二に、児童映画デー興行に対する経営方法にも制約がある。まず、児童映画デーに上映する場所の選定であるが、鑑賞数やその場所の距離、設備環境などを考慮して、児童にあった場所を選択しなければならない。続いて、開催日と時間については、教育関係者が従来の映画興行者の都合に左右されることなく、あくまでも児童の都合を考え、最適な日時を決定しなければならない。他には、映画の説明者や音楽、映画館の従業員、また、入場ないし退場規制や入館料等についても、営利映画興行ではなく児童本位の映画興行として考える必要がある。

具体的に、権田は理想の児童映画デーとして2つの側面の施設対策が必要であると説く。つまり、一方は児童映画デーの施設であり、他方は一般映画興行の施設である。前者の児童映画デーの施設を運営していくためには、一地区の学校が連携して「学校映画団体」というものを組織し、学校教育者や児童の保護者と共に委員会を発足させる。そして、その委員会で児童映画の開催日や映画内容などを選定する。そのような「学校映画団体」が全国に広がり、「児童映画日連盟」というものが形作られると、その連盟の中から、教育関係者や児童心理学者などの教育識者と児童の保護者を選出し、映画内容から番組編成、さらには、児童映画の監視を行うようにするべきであるという。また後者の一般映画興行の施設については、児童が自由に一般映画興行に出入りすることがないよう徹底した禁止策を呼び掛けるのである。

v. その他の児童映画娯楽対策

第5項は、上記の児童映画デーという対策以外に、権田が考える児童映画娯楽対策として「学校巡回映画連盟」と「公営児童映画館建設の提唱」がある。それらを、簡潔に紹介しておこう。

○ 学校巡回映画連盟

学校巡回映画連盟は、児童映画デーが映画館を中心として考えられた対策であるのに対して、あくまでも学校を主体に置いた対策案である。つまり、学校巡回連盟に加盟している学校で、あらかじめ作製した映画を月に1度、校内で上映するというものである。その映画の編成は教育関係者があっている。しかし、権田はこの対策は児童と映画問題全体に及んでいないと指摘する。つまり、児童と映画問題の中心は映画館で見る映画鑑賞にあるからである。

○ 公営児童映画館建設の提唱

権田は、当時の児童映画娯楽対策として、上記の児童映画デーや学校巡回映画連盟という事業があるものの、その2つの対策案では不十分な点が残るといえる。つまり、児童映画デーは、児童と映画問題の本質を理解し、映画館を中心とした対策を考えているものの、営利映画興行者とのパワーバランスが取れておらず、結局のところ営利主義に付してしまいかねないからで

ある。また、学校巡回映画連盟はそもそも児童と映画問題の本質を捉えていない。映画興行の悪影響から児童を守ろうという姿勢は評価できるが、映画興行を劣悪なものとして排除しようとする考え方があり、非現実的である。ゆえに、権田はこの2つの対策案の欠点をカバーするために、公営児童映画館建設を提唱するのである。

vi. まとめ

本節は、権田が考える近代民衆娯楽の対策案について論じてきた。対策案を見ると、常に権田は「娯楽の企業化」に対して、一方では企業化を容認しつつも行き過ぎた場合には何らかの規制を行わなければならないという商業的な立場を持っていた。しかし他方で、企業化自体を許すべきではなく、その企業化が及ばないような娯楽対策を創ることが望ましいという非商業的な立場の狭間で揺れ動いていたのではないかと推測できる。

そして、権田のこのような2つの立場は、具体的に近代民衆娯楽の代表格である活動写真を例に挙げた対策案のなかに見られる。まず、商業的な立場としては、近代都市生活者の「金と暇に乏しい」という性質から生じる欲求を見事に満たすことのできる活動写真を提供する一方で、その活動写真が社会に及ぼす悪影響（例えば、利益主義を重視するあまりに近代都市生活者の生活を無視するような娯楽供給者の逸脱行為、不良や少年犯罪などの児童問題等）の抑止策として、活動写真の検閲が必要であるという。つまり、近代都市生活者に馴染む活動写真の提供を容認しつつも、その悪影響に対しては検閲という形で規制すべきだということである。また、非商業的な立場としては、「興行物的娯楽の公営」として、娯楽供給者が私利私欲なしに活動写真を一日あるいは数日間、労働者慰安や青少年に良い児童映画の上映などに利用することを提案し、実施した場合にその援助あるいは補助を公的機関が行うというものである。つまり、「興行物的娯楽の公営」の前提にあるのは、娯楽の企業化が及ばないような娯楽提供であった。

4. 娯楽政策論の実態

本節は、実際に社会で行われてきた娯楽政策はどうだったのかを検討するために、権田の娯楽対策案と対比する形で実態に迫ろうと試みる。具体的には、第1項で、商業的な立場に対する規制論として、活動写真検閲の実態について検証する。活動写真検閲の実態を見る方法としては、牧野の日本映画検閲史研究の成果を中心に、1917（大正6）年～1925（大正14）年に行われた検閲状況について検証することにする¹³⁾。次に第2項では、非商業的な立場にあたる公営論として、大阪市の余暇・娯楽政策を例に挙げて論じる¹⁴⁾。

13) 牧野 守『日本映画検閲史』パンドラ、2003年。

14) 関 直規「近代日本における〈市民〉の労働・余暇と娯楽の合理化過程——1920年代大阪市社

i. 規制論としての活動写真検閲

先述したように、活動写真は近代都市娯楽の中核を担うと同時に、近代都市生活者の精神・肉体面に多大なる影響を及ぼすまでの勢力を拡大させた。そして、その影響力はあまりに強力であったため、警視庁も統一された監視とは言えないものの、活動写真の取り締まりに目を光らせていたのは事実である。また、特に活動写真の影響は、青少年に多く見られたため教育関係者からも危惧されるようになった。具体的には、探偵小説「ジゴマ」というフランス映画の影響により、青少年がおもちゃの銃で通行人の子どもたちを脅かすという事件が頻発した。そして、この「ジゴマ」事件をきっかけに、活動写真に対する取り締まりが強化されることになる¹⁵⁾。その後、1917（大正6）年には東京で警視庁による「活動写真興行取締規則」が制定され、全国初の法制化が行われた。

○ 警視庁「活動写真興行取締規則」¹⁶⁾

「活動写真興行取締規則」の構成は、第一章 総則、第二章 興行場、第三章 「フィルム」の検閲、第四章 説明者、第五章 興行、第六章 罰則及び附則、の51条からなっている。そして、この「規則」の根底には警視庁や教育関係者らによる活動写真＝罪悪という見方が内在していたのである。法文第14条および第25条をみると、上映作品を甲種と乙種に分けて、甲種にあたる作品は15歳未満の者に観覧してはならず、また活動写真興行の免許に対しても厳しく取り締まる傾向が見られる。そして、このような取り締まりは、「活動写真興行取締規則」が施行される以前の公布日に即座に実行されたと牧野は言う。

以上のように、活動写真の検閲は、犯罪行為や非行化の誘発、児童の教育的効果がないなどの理由で作品の隅々まで干渉することになった。その結果、興行上の落ち込みは凄まじく、娯楽供給者を始め各方面から「活動写真興行取締規則」に対する非難が集中した。そして、その非難は、活動写真全てを真っ向から批判し排除するのではなく、むしろ活動写真を有効活用する必要があるのではという方向を生み出していくことにもなる。

その後、1921（大正10）年には「興行場及び興行取締規則」が制定されたが¹⁷⁾、検閲基準に関して抽象的表現が多いとされ、幾度となく改正が繰り返された。そして、試行錯誤の末、1925（大正14）年には内務省による全国規模の活動写真検閲が行われるまでに至った。しかし、結局は「活動写真興行取締規則」同様、法律という形ではなく規則という形で行われ、さほど従来の検閲制度と変わらない内容であったと牧野は言う。とはいうものの、上記の

ゝ会教育政策の展開を中心に——」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第37巻、東京大学大学院教育学研究科、1997年、pp. 354-356。

15) 児島は、このジゴマ映画が警視庁による上映禁止措置を受けたことをきっかけに詳細な点にまで及ぶ規制が行われたのは大正6（1917）年2月の活動写真取締建議であると述べ、その条項について整理している。児島功和「映画という教育問題——大正期における規制と利用をめぐる——」『人文学報、教育学』第40号、東京都立大学人文学部、2005年、pp. 161-162。

16) 警視庁令第十二号、一九一七（大正六）年七月十四日公布、八月施行。

ような活動写真における全国規模の検閲制度は、まさに権田が「娯楽の企業化」を容認しつつも、行き過ぎた場合には何からかの制限をかけなければならないという立場を体現するものであった。

ii. 公営論としての大阪市余暇・娯楽政策

一方、公営論の代表格である大阪市の余暇・娯楽政策をみると、「娯楽の企業化」による商業主義的な立場を批判するという理念の下で、公営施設の直営や既存の民衆娯楽事業の改善を呼びかけるなど社会教育行政として様々な取り組みを行った。具体的には、1917（大正6）年に天王寺公園内にて「大阪市立市民博物館」が設立された。また、1919（大正8）年には「教化事業懇談会」というものが市長主催により行われた。そして、1920（大正9）年4月の「大阪市達14号」によって社会教育課が創設されたことで、大阪市社会教育の制度的基盤が確立する。この社会教育課における事務分掌事項は、「①市民博物館、図書館、美術館等ノ事業、②教育会其他教育諸団体、③児童及少年ノ保護、④其他社会教育」である。特に、市民博物館は1922（大正11）年に大講堂を設け、都市生活者を対象とした講演会を開催した。その後、1923（大正12）年には阿波座、御蔵跡、清水谷、西野田の公園内に、大阪初の「市立通俗図書館」が設置された。

また、社会教育課は1921（大正10）年9月の「大阪市達35号」で、これまで教育部内で別の課であった青年教育課と合併し、課内で新しく「社会教育係」と「青年教育係」が置かれることになった。事務分掌事項は社会教育係については上記と変わらず、青年教育係の担当は、「①青年団体、②公衆運動場ノ事業、③其他青年教育及市民体育」であった。とりわけ、市民体育については、トラック、フィールド、プール、テニスなどを有する運動場や公園付属の運動場が、市民の体育奨励のための「市立運動場」として社会教育課の管轄下に置かれ、大阪市の社会教育行政を特徴づけた。その後、1927（昭和2）年4月に大規模な職制改正が行われ、社会教育係は広範囲な事務分掌事項を受け持つことになる。具体的には、「①図書館、博物館及び美術館、②学校中心社会教育、③教化委員、④成人教育、⑤生活改善、⑥芸術並民衆娯楽ノ教育的利用、⑦社会教育諸団体ノ事業奨励、⑧其他社会教育」である。特に、⑥は映画教育事業としてその具現化を図った。

その他の余暇・娯楽対策として、「①活動写真の改善、②浪花節の改善、③講談の改善」という3つの民衆娯楽改善事業が行われた。①は教化的価値のある活動写真フィルムの目録作成と教育団体へその配布を行う形で改善を図り、②と③は市当局がそれぞれの代表者と研究会を開いて実演を行いながら意見交換することで改善を試みた。

以上、権田の反商業主義的な立場の見解の具体的ケースとして、大阪市の余暇・娯楽政策を例に挙げた。大阪市の余暇・娯楽政策は「娯楽の企業化」による商業主義的な立場を批判するという理念の下で、公営施設の直営や既存の民衆娯楽事業の改善を呼びかけた。これをみると、

まさに権田が「娯楽の企業化」を一方向的に許すべきではなく、娯楽の企業化が及ばないような娯楽対策を行うことが望ましいという考え方と一致していることが分かる。

5. おわりに

本稿は、現代に至る生活ルール基盤のスタートラインであった大正時代に焦点を当て、当時の生活や労働環境を概観し、余暇・娯楽というものが同時代の社会においてどのような位置づけにあったのか、また、その対策はどのように展開をみたのかを娯楽研究者の第一人者である権田保之助の所説を中心に論じてきた。当時の生活状況あるいは労働環境は、資本主義時代の到来とともに大きく変わった。それまでは、手工業の時代ということもあり、職人という自分の腕一本で自分自身や家族の生活を養っている者が多数いた。それゆえに、自分自身でモノを作り上げていくことに喜びを感じるため、娯楽もまた、プロ並みの知識を取り入れた玄人式習練を先行条件とする娯楽を好んだ。しかし、資本主義社会が台頭し、協業や分業による大量生産・大量消費が主流になると、生活は「金がなく、暇に乏しい」状態へと一転する。また、協業や分業は単調な労働を生み出し、もはや、睡眠をとるだけでは英気を養うことは出来なくなった。さらに、手工業時代のように玄人式習練を先行条件とする娯楽を楽しむ余裕も時間も無かった。ゆえに、娯楽も新しい娯楽として誕生せざるを得なくなる。新しい娯楽とは、民衆の実生活という事実には則した形であり、労働に向けた自らの再創造として英気を養うために存在する娯楽である。松原はこの点をホイジンガというオランダの歴史学者の所説と対比させ、権田の娯楽観について整理している。それによれば、権田が考える娯楽とは実生活そのものによって生み出されるものであり、人間らしさを拡大させ豊かなものにする機能があるとしている。そして、その娯楽は時代の変化にかなり影響を受け、その時代変化と共に実生活を問い直し、娯楽を捉え直す必要があるという¹⁷⁾。つまり、権田の娯楽観は一見、娯楽自体に積極的な意味を見出すことが娯楽の本質を表しているかのようにみえるが、その根幹を形成しているのは娯楽の再創造説でもある。

また、この時代の代表的な娯楽として登場したのが活動写真である。活動写真は安価な上に誰にでも分かりやすく、手軽に楽しめるということもあり一世を風靡した。そして、活動写真を初めとする新しい娯楽の対策として権田が求めたものが、規制という面からと公営という面からの対策である。では、なぜ2つの側面から対策が必要なのか。それは、無産者階級に提供する娯楽が企業化されることに対する権田の心の葛藤が生じていたからである。つまり、権田は娯楽の企業化を容認しつつも、営利主義に偏り過ぎるあまりに無産者階級の生活に支障が出

17) 石川弘義、津金澤聡廣、田村紀雄、松原洋三「権田保之助の全体像とその現代的意義」『日本人と娯楽研究会』創刊号、遊戯社、1982年、pp. 31-32。

る場合は規制を行うべきであると考える一方で、やはり娯楽の企業化を許すべきではなく、企業化が及ばないような娯楽を創ることが望ましいという側面で揺れがまじっていたからである。そこで、規制と言う立場から具体的に登場したのが活動写真検閲である。活動写真検閲は、1917（大正6）年に警視庁による「活動写真興行取締規則」で初めて法制化されたことを皮切りに改正を繰り返し、多少の取り締まりの強弱はあったものの、1925（大正14）年以降は内務省による「活動写真『フィルム』検閲規則」の下、全国的な検閲制度が行われていった。一方で、娯楽の企業化が及ばないような娯楽を創るという観点から、権田は「興行物的娯楽の公営」として「児童映画デー」などの主張を行ったが、実際に大阪市では反商業主義的な立場の下、社会教育行政として様々な公的取り組みが行われたのはすでに述べたとおりである。

以上、本稿の冒頭で述べたように、先行研究における課題の一つである労働時間という視点からの検証が中心であったという状況に対して、本稿は大正時代の娯楽あるいは余暇を通して、生活時間に焦点をあて論じた。その結果、大正時代は労働と生活の双方が手探りの状態であるにもかかわらず、いかに生活を改善していくか、あるいは上手く労働と組み合わせていくかについて様々な取り組みが行われてきたことはすでにみたとおりである。大正時代は前述したように生活のルール基盤のスタートラインであり、当時いかに生活（特に余暇・娯楽）の高度化が重要視されていたかがわかるだろう。

また、これまで日本の社会政策史の中で十分に取り上げられてこなかった「余暇・娯楽」のテーマを史的に位置づけたことは本研究結果の一つであると考えられる。なぜなら、権田に関する先行研究を見ても、その多くは教育学や社会学からのアプローチであり、社会政策という観点から論じられている研究は極めて少ない。もっとも、教育学者である坂内が指摘する権田研究に対する論点は留意すべきだと考える。具体的には、権田保之助における先行研究の動向として2つあるという。1つは、「人間学的な批判の視座」として権田自身が民衆の日常生活の中に現実を見つめ問い直そうとした大正期における権田の民衆娯楽論に評価が集中している点である。2つ目は、権田における民衆娯楽論から国民娯楽論へという思想の「転向」問題に加え、大正期と昭和戦前期の不連続性が指摘されている点である。そして、この2つの動向をいかに結び付けるかが大きな課題であると指摘した坂内の論点は見逃せないし、本稿にとっても宿題として残されるものである¹⁸⁾。

さらに、本稿の議論は権田の視点が都市中心となっているため、農村や最下層（権田が思っている以上に貧しい人たち）について吟味されていない。実際に、先行研究でも権田の娯楽論の中心は健全娯楽であると批判し、民衆の水準を下の方に置くという視点が欠如していると指摘されている。そのため、労働市場からはみ出た人びとをどう見るかがポイントであり、この

18) 坂内夏子「権田保之助にみる大衆娯楽研究の意味と思想——「民衆娯楽」と「国民娯楽」の間——」『日本教育社会学会大会発表要旨集録(52)』、日本教育社会学会、2000年、pp.115-116。

点もさらに追求すべき課題である¹⁹⁾。また、本稿は、権田の著作集の中でも「民衆娯楽」に限定した議論であるため、今後は先述した坂内の言及した課題にも留意しながら、戦中から戦後にかけての「国民娯楽」という面の掘り下げも行う必要がある。加えて、権田の他に当時行われていた娯楽研究成果にも目を向け、その研究成果一つ一つを精査し、ファクトファインディングしていくことも本稿のさらなる課題となろう。

参 考 文 献

【著書】

- 阿部 彩『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店、2008年。
- 阿部謹也『日本社会で生きるということ』朝日新聞社、2003年。
- 雨宮処凛『生きさせろ！——難民化する若者たち』太田出版、2007年。
- 荒金雅子、小崎恭弘、西村 智編『ワークライフバランス入門——日本を元気にする処方箋——』ミネルヴァ書房、2007年。
- 池井 望、石川弘義、井上 俊、権田速雄、津金澤聡廣、鶴見俊輔、仲村祥一「座談会 娯楽を見る目 娯楽研究の視点と権田保之助の位置」『日本人と娯楽研究会』第4号、遊戯社、1985年。
- 石川弘義、津金澤聡廣、田村紀雄、松原洋三「権田保之助の全体像とその現代的意義」『日本人と娯楽研究会』創刊号、遊戯社、1982年。
- 岩田正美『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、2008年。
- 大沢真知子『ワークライフバランス社会へ』岩波書店、2006年。
- 川口 章『ジェンダー経済格差』勁草書房、2008年。
- 川人 博『過労自殺』岩波書店、1998年。
- 熊沢 誠『能力主義と企業社会』岩波書店、1997年。
- 『女性労働と企業社会』岩波書店、2000年。
- 『リストラとワークシェアリング』岩波書店、2003年。
- 『格差社会ニッポンで働くということ——雇用と労働のゆくえを見つめて』岩波書店、2007年。
- 小池和男『仕事の経済学』（第3版）、東洋経済新報社、2005年。
- 駒村康平編『最低所得保障』岩波書店、2010年。
- 『権田保之助著作集』第1巻-第2巻、学術出版会、2010年。
- 社会政策学会編『働きすぎ——労働・生活時間の社会政策』（社会政策学会誌第15号）、法律文化社、2006年。
- 高原基彰『現代日本の転機——「自由」と「安定」のジレンマ——』（NHK ブックス）、日本放送出版協会、2009年。
- 武石恵美子、町田敦子、横田裕子『少子化問題の現状と政策課題——ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて——』（資料シリーズNo.8）、独立行政法人 労働政策研究 研修機構、2005年。
- 武田晴人『仕事と日本人』筑摩書房、2008年。
- 橋木俊詔『企業福祉の終焉——格差の時代にどう対応すべきか——』中央公論新社、2005年。
- 『格差社会——何が問題なのか——』岩波書店、2007年。
- 玉井金五、大森真紀編『三訂 社会政策を学ぶ人のために』世界思想社、2007年。
- 中野麻美『労働ダンピング——雇用の多様化の果てに——』岩波書店、2006年。

19) 池井 望、石川弘義、井上 俊、権田速雄、津金澤聡廣、鶴見俊輔、仲村祥一「座談会 娯楽を見る目 娯楽研究の視点と権田保之助の位置」『日本人と娯楽研究会』第4号、遊戯社、1985年、p.4。

- 牧野 守『日本映画検閲史』バンドラ, 2003年。
- 松谷明彦, 藤正 巖『人口減少社会の設計——幸福な未来への経済学——』中央公論新社, 2003年。
- 久本憲夫・玉井金五編『社会政策Ⅰ ワーク・ライフ・バランスと社会政策』法律文化社, 2008年。
- 久本憲夫『正社員ルネサンス——多様な雇用から多様な正社員へ——』中央公論新社, 2003年。
- 広井良典『持続可能な福祉社会——「もうひとつの日本」の構想——』筑摩書房, 2006年。
- 森岡孝二『働きすぎの時代』岩波書店, 2005年。
- 山森 亮『ベーシック・インカム入門——無条件給付の基本所得を考える——』光文社, 2009年。
- 湯浅 誠『反貧困——「すべり台社会」からの脱出——』岩波書店, 2008年。
- ロナルド・ドーア著, 石塚雅彦訳『働くということ——グローバル化と労働の新しい意味』中央公論新社, 2005年。

【論文】

- 逢見直人「労働紛争解決に果たす労働組合の機能」『日本労働研究雑誌』第548号特別号, 2006年。
- 居神 浩「誰のためのワーク・ライフ・バランスか?」『国際経済労働研究』第968号, 2007年。
- 遠藤公嗣「米国の『ホワイトカラー・エグゼンプション』」『労働の科学』第62巻2号, 2007年。
- 大内伸哉「労働法が「ワーク・ライフ・バランス」のためにできること」『日本労働研究雑誌』第583号特別号, 2009年。
- 児島功和「映画という教育問題——大正期における規制と利用をめぐる——」『人文学報, 教育学』第40号, 東京都立大学人文学部, 2005年。
- 斉藤貴男「ホワイトカラー・エグゼンプションがもたらす社会」『労働の科学』第62巻2号, 2007年。
- 坂内夏子「権田保之助にみる大衆娯楽研究の意味と思想——「民衆娯楽」と「国民娯楽」の間——」『日本教育社会学会大会発表要旨集録(52)』, 日本社会教育学会, 2000年。
- 「社会教育と民衆娯楽——権田保之助の問題提起——」『教育・生涯教育学』第53号, 早稲田大学教育学部・学術研究, 2005年。
- 佐藤 厚「ホワイトカラー労働の特質と労働時間管理, 人事評価」『日本労働研究雑誌』第489号, 2001年4月号。
- 菅生 均「権田保之助の芸術教育論に関する一考察」『熊本大学教育学部紀要 人文科学』第55号, 2006年。
- 鈴木 玲「社会運動的労働運動とは何か——先行研究に基づいた概念と形成条件の検討——」『大原社会問題研究所雑誌』第562, 563号, 2005年。
- 関 直規「近代日本における〈市民〉の労働・余暇と娯楽の合理化過程——1920年代大阪市社会教育政策の展開を中心に——」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第37巻, 東京大学大学院教育学研究科, 1997年。
- 立道昌幸「ホワイトカラー・エグゼンプション制導入による健康への影響」『労働の科学』第62巻2号, 2007年。
- 西岡由美「WLB支援制度・基盤制度の組み合わせが決める経営パフォーマンス」『日本労働研究雑誌』第583号特別号, 2009年。
- 松原健一「労働時間の規制に関する法改正の動向」『労働の科学』第62巻2号, 2007年。
- 山田 久「「ワーク・ライフ・バランス」で経済・社会両面での活性化を目指せ」『Business & Economic Review』2007年12月号。
- 渡辺暁雄「「公営的」余暇理論・実践としての「民衆娯楽」論——権田保之助の所論を通じて——」『東北公益文科大学総合研究論集』forum21 2, 東北公益文科大学, 2001年。